

承認第1号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例)

緊急を要したため、令和2年12月17日に専決処分により別紙のとおり条例を定めたので、報告するとともに承認を求める。

令和3年2月12日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年京都府後期高齢者医療広域連合条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「同法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者 (次号及び第 3 号において「被保険者等」という。)のうち給与所得を有する者 (前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数 (以下この号、次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第 2 号中「同条第 2 項に規定する金額」を「同条第 2 項第 1 号に定める金額 (被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第 3 号中「同条第 2 項に規定する金額」を「同条第 2 項第 1 号に定める金額 (被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同条第 2 項中「(昭和 40 年法律第 33 号)」を削る。

附則第 3 項中「第 1 号から第 3 号までの規定中「総所得金額」」を「第 1 号中

「総所得金額及び」に、「金額)」を「金額) 及び」と、「同法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号」とあるのは「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号」と、「1, 100, 000 円」とあるのは「1, 250, 000 円)」に、「第 14 条第 1 項第 2 号」を「同項第 2 号」に改め、「第 3 号中」の次に「「総所得金額」とあるのは「総所得金額 (所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 150, 000 円を控除した金額)」と、」を加え、「同条第 2 項」を「同条第 2 項第 1 号」に、「地方税法第 314 条の 2 第 2 項」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。